

(別紙)

諮問番号：令和4年度諮問第25号

答申番号：令和4年度答申第25号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、原処分①（1万3,328円を収入認定した部分に限る。）及び原処分③（1万2,066円を収入認定した部分に限る。）は取り消されるべきであり、その余の請求は棄却されるべきである。

第2 事案の概要

1 処分庁Aは、生活困窮者一時宿泊所（以下「シェルター」という。）に滞在する審査請求人（以下「請求人」という。）が行った令和3年8月6日付けの保護申請に対し、請求人の手持金合計12万7,798円のうち、請求人名義の各銀行口座（以下「本件各銀行口座」という。）の預金は申請日時点で合計12万6,798円であったが、本件各銀行口座の通帳が請求人の妻の住む請求人名義の住居にあり、請求人の支配下になく、身分証明書も持参していないことから、活用困難な資産であるとして収入認定せず、保護を要する状態と判断し、同日に遡って保護を開始した。なお、保護開始時の最低生活費は0円とされていた（原処分②（生活保護開始処分））。

2 処分庁Aは、前記1において活用困難として収入認定しなかった本件各銀行口座の預金は、請求人が運転免許証の再交付を受けた令和3年12月以降、通帳の再発行により請求人が活用可能になったと判断し、同月において当該預金分を含む手持金9万833円を認定するとともに、同月分の最低生活費を超過した6万3,328円については、令和4年1月分から6月分までの各扶助費において、同年1月分は1万3,328円、2月から6月までは毎月1万円として6回に分割し収入認定することとした。

そのため、令和4年1月分の扶助費について、手持金の認定額のうち1万3,328円を収入認定した（原処分①（生活保護変更処分））。

3 処分庁B（請求人の転居により処分庁Aから移管）は、令和4年2月分の扶助費について、請求人の最低生活費から、2万1,792円を収入認定した（原処分③（生活保護変更処分））。このうち1万円は前記2の手持金に係る2月相当分の収入認定であり、1万1,792円は請求人が前払いにより支給を受けた被服費1万4,200円及び家具什器費用（以下「本件家具什器費用」という。）3万円と、被服費実費1万4,191円及び本件家具什器費実費1万8,217円の差額の合計であった。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張の要旨

各原処分は、次の理由により、いずれも違法又は不当である。

- (1) 原処分①及び原処分②は、請求人名義の本件各銀行口座の預金の存在を前提に行われているが、請求人が引き出して使用する状況にないにもかかわらず、活用できない資産を収入したこと。
- (2) 請求人は、処分庁Aに家具什器費として一般基準の3万円を前払いで支給されたが、処分庁Aの職員から掃除機と絨毯は対象外である旨言われ、その代わりとして購入した部屋の掃除に使用するドライシート、フローリングワイパー及びラグカーペットが原処分③において対象外とされた。請求人は、家具什器類を全く持たずに家族と別居したため、家具什器費の特別基準を適用し、必要性和経済的緊急性から掃除機と絨毯を対象とすべきであること。

2 処分庁の主張の要旨

各原処分は、次の理由により、いずれも違法又は不当な点はない。

- (1) 原処分①について、本件各銀行口座の名義が請求人であったこと等を踏まえ、本件各銀行口座の預金は請求人のものと判断したことは自然である。請求人からは通帳を紛失し、身分証明書を有しておらず通帳を再発行できないなどの申出があったが、令和3年11月29日に運転免許証を再発行できたことから、各金融機関の窓口で手続を行うことで当該預金を活用できたことは明らかである。
- (2) 原処分②について、請求人に対する保護を申請日に遡って開始する処分であり、処分庁Aは、請求人の申請に基づき、保護の要否を判断し、居宅が確保されたことをもって、保護の開始をしたに過ぎない。
- (3) 原処分③について、家具什器費の特別基準の認定に当たっては、家具の大部分を失った場合や、全く家具什器を所持していない場合などが特別基準を設定すべき真にやむを得ない事情となるところ、請求人の新居は、家具・家電付きの賃貸物件であり、特別基準を設定しなければならない真にやむを得ない事情はない。また、家具什器費の支給は、必要性のみならず緊急性が認められる場合に認定すべきものであるところ、請求人が購入したドライシート等は消耗品に類するもので、家具什器とは言えず、経常的最低生活費の範囲内で賄うべきものである。

第4 審理員意見書の要旨

- 1 原処分②について、処分庁Aは、請求人が保護申請当時から令和3年12月27日までシェルターに入所しており、申請時に遡って保護を開始したものの、シェルター入所者の入所中の生活が保障され、医療扶助を除き基本的に生活保護の適用は要しないものであることから、シェルター退所日まで基準生活費は計上しないこととしたことが認められ、処理基準に照らして不合理な点はない。
- 2 原処分①及び原処分③について、処分庁A及び処分庁Bは、本件各銀行口座の預金について、これを請求人が活用し得るものであったか否かを十分確認しないまま、利用し得る資産とし、これを前提として行われたものと認められるから、本件各銀行口座の預金を収入認定した部分（原処分①における1万3,328円及び原処分③における1万円）に限っては、著しく妥当性を欠くものとい

わざるを得ない。なお、原処分③において、被服費及び家具什器費を収入認定した部分については、請求人から申請のあった購入費用の実費が全額支給対象とされ、前払い支給額と実費との差額の過支給分を収入認定したものであるから、不合理な点は認められない。

- 3 以上のとおり、原処分②及び原処分③（本件各銀行口座の預金のうち、1万円を収入認定した部分を除く。）に対する審査請求については、処分庁A及びBはこれを適法かつ正当に行っており、また、請求人の主張には理由がないから、棄却されるべきである。一方、原処分①（本件各銀行口座の預金のうち、1万3,328円を収入認定した部分に限る。）及び原処分③（本件各銀行口座の預金のうち、1万円を収入認定した部分に限る。）に対する審査請求については理由があることから、取り消されるべきである。

第5 調査審議の経過

令和4年11月16日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月22日及び同年12月9日の審査会において、調査審議した。

第6 審査会の判断の理由

保護は、利用しうる資産を最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ、保護の実施に当たって、最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、原則として処分の上、最低限度の生活の維持のために活用させることとされている。そして、利用し得る資産かどうかの認定は、法が定める保護の要否及びその内容を決定する上で最も基本的な事項に属するものであるから、保護の実施機関においては、認定に当たって、合理性を有すると認められる客観的な事実に基づき公正かつ適正に判断することが求められる。

そこで本件についてみると、処分庁Aは、本件各銀行口座の預金について、これらの通帳を請求人が所持しない状態にあったところ、請求人が免許証の再交付を受けた令和3年11月29日以降は、これらの預金を利用しうる資産となり得たという事実関係を前提に、手持金合計12万7,798円のうち、保護開始時の最低生活費の2分の1である3万6,965円を超過した9万833円について、同年12月から令和4年6月までの7か月にわたって分割により収入認定し、その限りで、当該各月の保護費を減額したことが認められる。

この点、手持金が収入認定された令和3年12月時点では、本件各銀行口座の預金は、自動引き落とし等により、既にほぼ残金がない状態となっていたものがあることが認められるから、当該預金については、請求人が客観的に資産として活用できる状況にはなかったというべきである。

そうすると、処分庁Aは、請求人名義の本件各銀行口座の預金について、請求人が資産として活用しうることを前提に、9万833円を機械的に収入認定したものとわざるを得ず、これを前提として行われた保護費の減額は、全て違法であり、原処分①及び原処分③はその限りで取消しを免れない（なお、本件審査請求の対象ではないものの、前記収入認定を前提として行われた令和3年12月分及び

令和4年3月分から6月分までの各処分における収入認定についても、同様のことがいえる)。

次に、処分庁Bは、請求人のシェルターからの転居に伴い、本件家具什器費用については支給した3万円のうち、フローリングワイパー等の購入費用2,076円(うち10円はレジ袋代)を除いた実費1万8,217円との差額である1万1,783円を、被服費については支給した1万4,200円と実費1万4,191円との差額である9円を不用額として、これらの不用額の合計1万1,792円を収入認定した上で、原処分③を行ったことが認められる。

この点、請求人はシェルター退所後間もない状態であり、最低生活に必要な不可欠な物資の持ち合わせもなかったことに加えて、前記のとおり、本来支給されるべき保護費が減額されていたことからすれば、請求人はこの間、最低生活を営むための生活費を十分に得られていなかったという事情が認められる。

こうした事情を総合的に勘案すると、少なくとも、フローリングワイパー等については、消耗品であるか否かにかかわらず、最低限の住居の衛生を維持する上で直接必要な家具什器であると認められるから、原処分③において、本件家具什器費用の不用額として1万1,783円を収入認定した部分のうち、フローリングワイパー等(レジ袋代を除く。)の購入費用の合計2,066円を収入認定した部分については、その限りで違法であり、取消しを免れない。

なお、処分庁Aは、令和3年8月6日の請求人の保護申請に対し、請求人の生活実態把握に時間を要したものの、同年12月に申請日に遡って保護を開始することとしたものであり、また、シェルター入所者の生活は基本的に保護によらずとも保障されているものであることから、当該期間における基準生活費は計上しないこととした処分庁Aの判断は、処理基準等に照らして不合理な点はなく、原処分②に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、原処分②については、取り消すべき違法又は不当な点は認められないから、原処分②に係る審査請求は棄却されるべきであるが、原処分①(1万3,328円を収入認定した部分に限る。)及び原処分③(1万2,066円を収入認定した部分に限る。)については取り消されるべきであるから、前記第1のとおり、答申する。

北海道行政不服審査会

委員(会長)	岸	本	太	樹
委員	鳥	井	賢	治
委員	日	笠	倫	子